

## 狂犬病予防定期集合注射実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、千葉市狂犬病予防法関係事務処理要綱（平成4年4月1日施行）第3条に基づく狂犬病予防定期集合注射（以下「集合注射」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施者)

第2条 集合注射は、市長と公益社団法人千葉県獣医師会会長（以下「会長」という。）との間であらかじめ締結した狂犬病予防定期集合注射の実施に係る覚書（別記様式）に基づき、実施するものとする。

### (実施の時期)

第3条 集合注射は、動物保護指導センター所長（以下「センター所長」という。）が公益社団法人千葉県獣医師会の協力団体である千葉市獣医師会の会長（以下「千葉市獣医師会会長」という。）と協議の上策定した計画に基づき、毎年4月から6月までの間に実施するものとする。

2 センター所長は、天候その他正当な理由により集合注射を中止しようとするときは、千葉市獣医師会会長と協議の上、これを決定するものとする。

### (注射料金)

第4条 犬の所有者又は管理者から徴収する集合注射の料金は、双方協議の上、定めるものとする。

### (広報等)

第5条 集合注射の実施に際し、センター所長は、犬の登録者に集合注射に関する事項を記載した通知書を送付するとともに、広報紙等で周知を図るものとする。

### (注射の執行)

第6条 集合注射会場における狂犬病予防注射は、本市内の公益社団法人千葉県獣医師会の会員であって、会長の指名した獣医師が実施するものとする。

### (交付等に関する事務)

第7条 集合注射会場において、センター所長は、狂犬病予防注射済票交付及び登録に関する事務を実施するものとする。

### (届出書等)

第8条 前条の事務における届出は、千葉市狂犬病予防法関係事務処理要綱第4条に規定する通知書をもって届出書に代えることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成4年4月1日から施行する。  
(狂犬病予防定期集合注射実施要領の廃止)
- 2 狂犬病予防定期集合注射実施要領（平成2年3月29日）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成26年2月12日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。